

神戸町元気な中小企業・小規模事業者サポート補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内事業者の事業活動継続をサポートし町の産業振興と地域経済の活性化を図るため、販路開拓や業務効率化等を行う者に対し、神戸町商工会（以下「商工会」という。）と連携して神戸町元気な中小企業・小規模事業者サポート補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関して必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号のいずれかに該当する者
- (2) 町内に事業所を有する法人又は個人で今後も町内で引き続き事業活動を営む予定である者
- (3) 町税等の未納がないこと
- (4) 商工会に入会すること

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助対象者としない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）により規制される業種及びこれに類する業種又は消費者に著しく不利益を与える事業を営む者
- (2) 事業主又は役員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員に該当している者。また、社会的に非難されるべき関係を有している者
- (3) 同一年度にこの補助金を受けている者
- (4) その他町長が適当でないと認める事業を営む者

(補助対象経費等)

第3条 補助対象経費は、販路開拓・拡大、業務効率化、生産性・付加価値向上、新分野展開などの事業活動に係る経費のうち、別表第1に掲げるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる経費は、補助対象経費としない。

- (1) 公的機関から他の補助金等を受けた経費およびその見込みのある経費

- (2) 第5条に規定する交付の決定から補助対象事業の完了までの間以外の期間に発注、購入、契約等をし、又は納品、支払い等が完了しない経費
- (3) 前2号に掲げるもののほか、補助金の交付とすることが適切ではないと町長が認める経費

3 補助金の額は、補助対象経費の2分の1（1千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、30万円を上限とする。

（補助金の交付申請）

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金の交付を受けようとする年度の12月の最終開庁日までに神戸町元気な中小企業・小規模事業者サポート補助金交付申請書（様式第1号）及び次に掲げる書類を添えて、商工会を經由して町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 補助対象経費積算明細書
- (3) 町税等を滞納していないことを確認できる書類（完納証明書等）
- (4) 事業所の所在が確認できる書類（確定申告書等）
- (5) 補助対象経費の内訳を確認できる書類（見積書等）
- (6) 神戸町元気な中小企業・小規模事業者サポート補助金に係る誓約・同意書（様式第2号）
- (7) その他町長が必要と認める書類

（補助金の交付決定及び通知）

第5条 町長は、前条の規定による申請があったときは、内容等を審査し、補助金の交付を決定したときは神戸町元気な中小企業・小規模事業者サポート補助金交付決定通知書（様式第3号）により、補助金の不交付を決定したときは神戸町元気な中小企業・小規模事業者サポート補助金不交付決定通知書（様式第4号）により補助対象者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第6条 前条の決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、当該通知に係る補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る前条の決定は、なか

ったものとみなす。

(補助事業の変更)

第7条 補助決定者は、第5条の通知を受けた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに神戸町元気な中小企業・小規模事業者サポート補助金変更交付等申請書(様式第5号)に必要書類を添えて、商工会を經由して町長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

(1) 補助事業の内容等第5条の申請に係る事項の変更をしようとするとき

(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき

2 町長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、変更交付額等を決定し、神戸町元気な中小企業・小規模事業者サポート補助金変更交付等決定通知書(様式第6号)により、補助事業者に通知するものとする。

3 第1項の申請が第5条の交付の決定前の場合は、当該申請は、第4条の規定による申請とみなす。

(実績報告)

第8条 補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、補助事業が完了したときは、速やかに神戸町元気な中小企業・小規模事業者サポート補助金交付実績報告書(様式第7号)及び次に掲げる書類等を添えて、商工会を經由して町長に報告しなければならない。

(1) 事業実施報告書

(2) 補助対象経費精算明細書

(3) 成果物が確認できる書類(写真等)

(4) 補助事業に係る経費の支払を証明する書類(領収書等)

(5) その他町長が必要と認める書類

2 前項に規定する実績報告書の期限は、補助金交付決定があった日の属する年度の2月の最終開庁日とする。

(補助金の額の確定)

第9条 町長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、神戸町元気な中小企業・小規模事業者サポート補助金交付額確定通知書(様式第8号)により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第10条 前条の規定による交付決定者は、神戸町元気な中小企業・小規模事業者サポート補助金補助金交付請求書(様式第9号)により町長へ補助金を請求するものとする。

(交付決定の取消し)

第11条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令に違反したとき
- (3) 交付決定日の翌日から起算して、1年以内に廃業又は町外へ移転したとき

(補助金の返還)

第12条 町長は、前条の規定による補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(報告)

第13条 交付決定者は、補助事業の運営及び経理等の状況その他の必要な事項について町長が報告等を求めた場合には、これに応じなければならない。

(補則)

第14条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

種別	補助対象経費
機械装置等費	<p>補助事業の遂行に必要な機械装置等の購入に要する経費を対象とし、通常の事業活動のための費用や単なる取替更新の費用は対象外とする。</p> <p>（対象となる経費例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多世代の集客力向上のための高齢者向け椅子、ベビーチェア ・生産販売拡大のためのオーブンや冷凍冷蔵庫 ・新たなサービス提供のための製造、試作機械 ・自動車等車両のうち、生産性向上に資するブルドーザーやパワーショベル等の自走式作業用機械設備 <p>（対象外の経費例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務用品やパソコン、プリンター、テレビなど汎用性が高く目的外使用になり得るもの ・既に導入しているソフトウェアの更新料
新商品開発費	<p>新商品の試作品や包装パッケージの試作開発にともなう原材料、設計、デザイン、製造、改良、加工するために支払われる経費を対象とする。</p> <p>なお、原材料等の数量はサンプルとして使用する必要最小限にとどめること。</p> <p>（対象となる経費例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新製品、新商品の試作開発用の原材料の購入費 ・新たな包装パッケージに係るデザイン費用 <p>（対象外の経費例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文房具など汎用性が高く目的外使用になり得るもの ・デザインの改良等をしない既存の包装パッケージの印刷や購入費

様式第1号（第4条関係）

神戸町元気な中小企業・小規模事業者サポート補助金交付申請書

年 月 日

神戸町長 様

住所又は所在地
氏名又は事業所名
(代表者名)
電話番号

神戸町元気な中小企業・小規模事業者サポート補助金交付要綱第4条の規定により、次のとおり申請します。

1. 補助事業の名称 神戸町元気な中小企業・小規模事業者サポート補助金事業
2. 補助対象経費の種類 機械装置費 新商品開発費 (該当するすべてにチェック)
3. 補助事業に要する経費 円 (税抜)
4. 交付申請額 円
5. 添付書類
 - (1) 事業計画書 (別紙1)
 - (2) 補助対象経費積算明細書 (別紙2)
 - (3) 神戸町元気な中小企業・小規模事業者サポート補助金に係る誓約・同意書(別記様式第2号)
 - (4) 町税等を滞納していないことを確認できる書類 (完納証明書等)
 - (5) 事業所の所在が確認できる書類 (確定申告書等)
 - (6) 補助対象経費の内訳を確認できる書類 (見積書等)
 - (7) その他町長が必要と認める書類

別紙1

事業計画書

1 申請者概要

会社名 屋 号			
所在地 住 所	〒		
代表者役職 氏 名		担当者名	
TEL		FAX	
e-mail			

2 事業計画

補助対象経費の種 類	<input type="checkbox"/> 機械装置費 <input type="checkbox"/> 新商品開発費 該当するすべてにチェックしてください。
事業実施 スケジュール	年 月 ~ 年 月
課題	
事業予定内容	
実施効果	

備考 今回の補助事業でどのような事業を行うのか記入してください。図や表を用いながらの記載でも結構です。

補助対象経費積算明細書

(単位：円)

補助対象経費 の 種別	内容	数量		単価 (税抜)	補助事業に要 する経費 (税抜)	補助対象経費 (税抜)
		数	単位			
<input type="checkbox"/> 機械装置費 <input type="checkbox"/> 新商品開発費						
<input type="checkbox"/> 機械装置費 <input type="checkbox"/> 新商品開発費						
<input type="checkbox"/> 機械装置費 <input type="checkbox"/> 新商品開発費						
<input type="checkbox"/> 機械装置費 <input type="checkbox"/> 新商品開発費						
<input type="checkbox"/> 機械装置費 <input type="checkbox"/> 新商品開発費						
(1)小 計						(ア)
(2)補助金交付申請額 (ア) × 1/2 以内(千円未満切捨て、上限額30万円)						

- 備考 1 該当する補助対象経費の種類にチェックしてください。
- 2 補助対象経費は、消費税及び地方消費税を除いた額を記載してください。
- 3 補助対象経費は、小数点以下を切り捨ててください。
- 4 補助金交付申請額の上限は30万円とします。

様式第2号(第4条関係)

神戸町元気な中小企業・小規模事業者サポート補助金に係る誓約・同意書

私は、神戸町元気な中小企業・小規模事業者サポート補助金（以下「補助金」という。）の申請にあたり、以下のことを宣誓及び同意します。（以下にチェック及び記入をしてください。）

- 補助金要綱第2条に定める要件を満たしています。
- 申請内容について、事実と相違ありません。虚偽の申請等不正な行為が判明した場合は、補助金を返還するほか、申請者の法人名、屋号、氏名等の公表等の措置がとられる場合があることに同意します。
- 申請者（代表者）、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が神戸町暴力団排除条例（平成24年神戸町条例第1号）第2条第3号に規定する暴力団員等若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者又は破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第4条に規定する暴力主義的破壊活動を行う団体に所属している者に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しません。また、上記の暴力団及び暴力団員が経営に事実上参画していません。
- 関係書類の提出指導、事情聴取及び立入検査等の調査に応じます。
- 町税等の納付状況について関係機関に照会を行うことに同意します。
- 補助金を受給した後も事業を継続します。

年 月 日

神戸町長様

住所（本店所在地）

法人名（屋号）

代表者役職・氏名

（自署または記名押印）

様式第3号（第5条関係）

年 月 日

様

神戸町長

印

神戸町元気な中小企業・小規模事業者サポート補助金交付決定通知書

年 月 日付け神戸町元気な中小企業・小規模事業者サポート補助金交付申請に対し、下記のとおり決定したので、神戸町元気な中小企業・小規模事業者サポート補助金交付要綱第5条の規定により通知します。

記

1. 補助金交付額

円

交付の決定を受けた者、又は補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令に違反したとき。
- (3) 交付決定日の翌日から起算して、1年以内に廃業又は町外へ移転したとき。

様式第4号（第5条関係）

年 月 日

様

神戸町長

印

神戸町元気な中小企業・小規模事業者サポート補助金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった神戸町元気な中小企業・小規模事業者サポート補助金交付申請については、下記の理由により交付しないことと決定したので、神戸町元気な中小企業・小規模事業者サポート補助金交付要綱第5条の規定により通知します。

記

1. 不交付の理由

様式第5号（第7条関係）

年 月 日

神戸町長 様

住所又は所在地
氏名又は事業所名
（代表者名）
電話番号

神戸町元気な中小企業・小規模事業者サポート補助金変更交付等申請書

神戸町元気な中小企業・小規模事業者サポート補助金交付要綱第7条1項の規定により、次のとおり申請します。

1. 補助事業の名称 神戸町元気な中小企業・小規模事業者サポート補助金事業
2. 補助事業の変更、中止又は廃止の理由
3. 補助事業の変更の内容
4. 既交付決定額 円
5. 変更交付申請額 円
6. 添付書類

様式第6号（第7条関係）

年 月 日

様

神戸町長

印

神戸町元気な中小企業・小規模事業者サポート補助金変更交付等決定通知書

年 月 日付け神戸町元気な中小企業・小規模事業者サポート補助金変更交付等申請に対し、下記のとおり決定したので、神戸町元気な中小企業・小規模事業者サポート補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

記

- | | |
|--------------|---|
| 1. 変更前の交付決定額 | 円 |
| 2. 変更後の交付決定額 | 円 |

交付の決定を受けた者、又は補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令に違反したとき。
- (3) 交付決定日の翌日から起算して、1年以内に廃業又は町外へ移転したとき。

様式第7号 (第8条関係)

神戸町元気な中小企業・小規模事業者サポート補助金実績報告書

年 月 日

神戸町長 様

住所又は所在地
氏名又は事業所名
(代表者名)
電話番号

年 月 日付け補助金交付決定通知に係る補助事業が完了したので、神戸町元気な中小企業・小規模事業者サポート補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり報告します。

1. 補助事業の名称 神戸町元気な中小企業・小規模事業者サポート補助金事業
2. 補助対象事業メニュー 機械装置費 新商品開発費 (該当するすべてにチェック)
3. 補助金交付決定額 円
4. 補助事業実績額 円
5. 添付書類等
 - (1)事業実施報告書 (別紙1)
 - (2)補助対象経費精算明細書 (別紙2)
 - (3)成果物が確認できる書類 (写真等)
 - (4)補助事業に係る経費の支払を証明する書類 (領収書等)
 - (5)その他町長が必要と認める書類

別紙1

事業実施報告書

1 報告者概要

会社名 屋 号			
所在地 住 所	〒		
代表者役職 氏 名		担当者名	
電話番号		FAX	
e-mail			

2 事業結果

補助対象経費の種 類	<input type="checkbox"/> 機械装置費 <input type="checkbox"/> 新商品開発費 該当するすべてにチェックしてください。		
事業実施期間	年 月 ～ 年 月		
事業実施内容			
実施後の効果			

備考 1 事業結果が分かる資料、写真等を添付してください。

補助対象経費精算明細書

(単位：円)

補助対象経費 の 種別	内容	数量		単価 (税抜)	補助事業に 要した経費 (税抜)	補助対象経費 (税抜)
		数	単位			
<input type="checkbox"/> 機械装置費 <input type="checkbox"/> 新商品開発費						
<input type="checkbox"/> 機械装置費 <input type="checkbox"/> 新商品開発費						
<input type="checkbox"/> 機械装置費 <input type="checkbox"/> 新商品開発費						
<input type="checkbox"/> 機械装置費 <input type="checkbox"/> 新商品開発費						
<input type="checkbox"/> 機械装置費 <input type="checkbox"/> 新商品開発費						
(1) 小 計						(ア)
(2) 補助金交付申請額 (ア) × 1/2 以内(千円未満切捨て、上限額 30 万円)						

- 備考 1 該当する補助対象メニューにチェックしてください。
 2 補助対象経費は、消費税及び地方消費税を除いた額を記載してください。
 3 補助対象経費は、小数点以下を切り捨ててください。
 4 補助金交付請求額の上限は30万円とします。

様式第8号（第9条関係）

年 月 日

様

神戸町長

印

神戸町元気な中小企業・小規模事業者サポート補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった神戸町元気な中小企業・小規模事業者サポート補助金による事業について、神戸町元気な中小企業・小規模事業者サポート補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

1. 補助金交付確定額

円

様式第9号（第10条関係）

年 月 日

神戸町長 様

住所又は所在地

氏名又は事業所名

（代表者名）

印

電話番号

神戸町元気な中小企業・小規模事業者サポート補助金交付請求書

年 月 日付けで確定通知のあった神戸町元気な中小企業・小規模事業者サポート補助金について、神戸町元気な中小企業・小規模事業者サポート補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1. 請求金額 円

2. 振込先

金融機関名	銀行 信用金庫 農協			本店 支店
預金種別	普通・当座	口座番号		
フリガナ				
口座名義				